所得税及び復興特別所得税の額の合計額	並びに	第七十三条第二項第三号ロ
	及び	
	の額	

を

第八十二条第一項第五号	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第八十三条第一項第一号	係る令	係る復興特別所得税施行令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令
	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第八十三条第一項第二号	係る令	係る復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される令
	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第八十三条第一項第三号	租税特別措置法施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令

に改め、同表租税特別措置法施行規則の項中

第十八条の十三の六第四項		
	又は同条第三項	又は同条第三項（本大震災からの復興のために必要な施策を実施するための財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第三項）
	所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、

第七十七条の六第一項第五号	及び	税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第二条第一項（復興特別所得税施行令」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百十四条の六第一項の特例）の規定により読み替えて適用される令第三百十七条第一項（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号。以下「復興特別所得税施行令」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令（施行令第四条の四第一項第五号
	の額	所得税法施行令
	並びに	係る令
第八十二条第一項第四号		

所得税の額	及び	第七十三条第二項第三号ロ
	の額	
	並びに	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額	係る復興特別所得税施行令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令

及び東日本大震災からの復興のために必要な施策を実施するための財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第三項の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令